

発議案第8号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年3月26日提出

提出者 北上市議会議員 高橋孝二

賛成者 北上市議会議員 菊池勝

同 平野明紀

同 熊谷浩紀

同 武田勝

同 安徳壽美子

提案理由

議員が出産のため会議を欠席することができる期間の追加及び請願書の記載事項等の規程について変更しようとするものである。

北上市議会規則第 号

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。配偶者の出産補助のため出席できないときも同様とする。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>配偶者の出産補助のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 委員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。配偶者の出産補助のため出席できないときも同様とする。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 委員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>配偶者の出産補助のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければ</u></p>

<p><u>記載し、請願者が押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>ならない。</p> <p><u>2</u> <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。